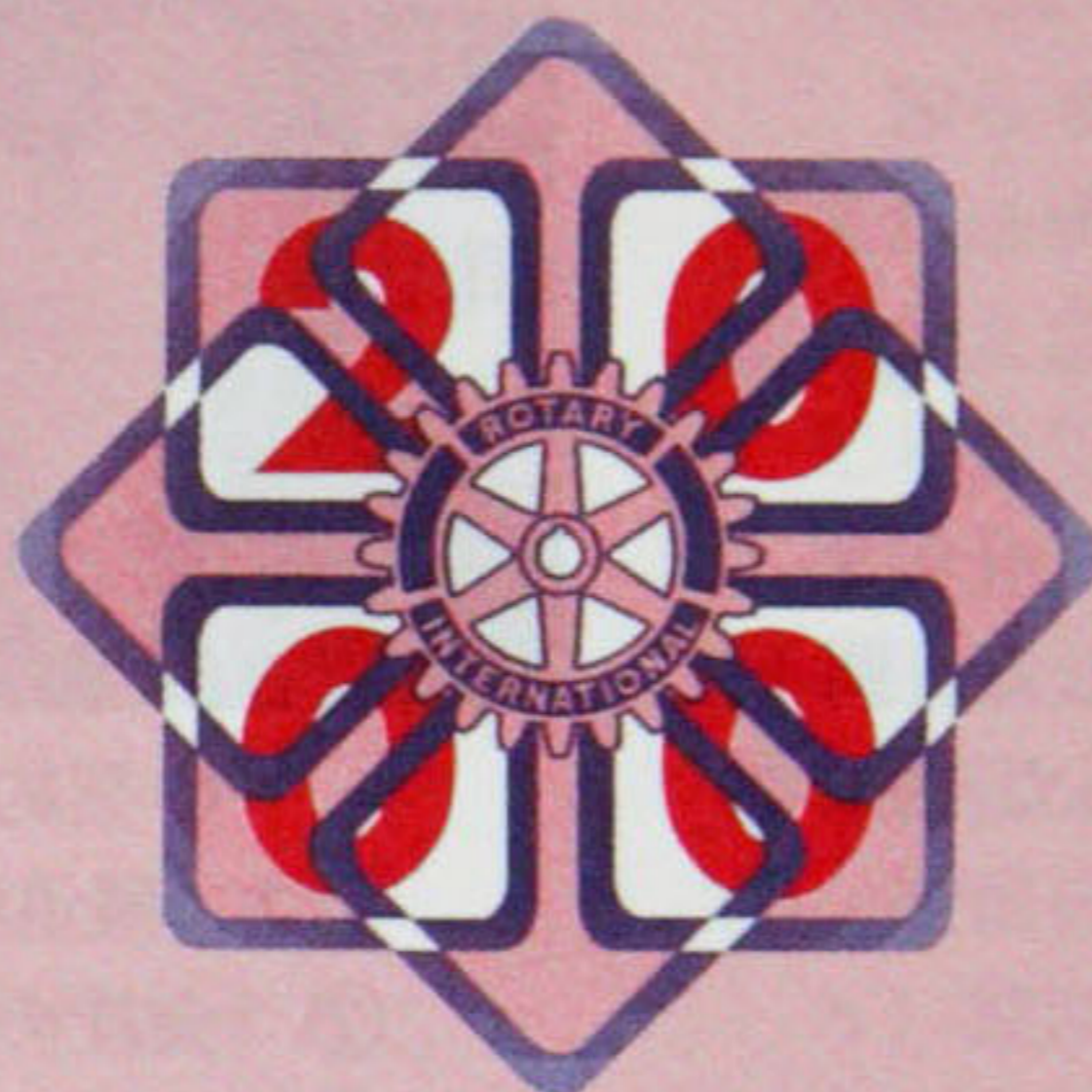


ROTARY 2000:
ACT WITH
CONSISTENCY
CREDIBILITY
CONTINUITY



ロータリー2000:
活動は—堅実、
信望、持続

1999～2000年度 国際ロータリーのテーマ

第2560地区
ガバナー——高木 貞一郎
会長——長谷川 有美
会長エレクト——斎藤 弘文
副会長——五十嵐 昭一
幹事——藤田 紘一
副幹事——丸山 行彦
S A A——五十嵐 寿一
副 S A A——荻根沢 隆雄

例会日——毎週水曜日 12:30～
例会場及び——三条市旭町2-5-10
事務局——三条信用金庫本店内
例会場——TEL 35-3311
事務局——TEL 35-3477
FAX 32-7095

本日出席会員数	74名中 50名
先々週出席率	88.89%

ヴィジター

三条北より

山上茂夫さん

先週のメイクアップ

5/1 三条南へ

古澤富雄さん、渡辺喜彦さん、
清水良一さん、五十嵐晋三さん、
五十嵐昭一さん、熊倉昌平さん、
吉井俊介さん、五十嵐総一さん

5/1 東京麴町へ

林 光輝さん

5/2 三条北へ

清水良一さん、古澤富雄さん、
五十嵐晋三さん、熊倉昌平さん、
渡辺勝利さん、加藤紋次郎さん、
松谷昊吉さん



5/2 東京西南へ

林 光輝さん

5/8 三条南へ

清水良一さん、古澤富雄さん、山浦日出夫さん、
渋谷健一さん、渡辺喜彦さん、上木六治さん、
渡辺勝利さん、金子俊郎さん、松谷昊吉さん

会長挨拶



長谷川有美会長

三条市に厚生会館前の池の改修費用の一部支援金として100万円を寄贈しました。

1月19日に高橋市長が例会に来られ卓話の後にロータリークラブにお願いされ

た次第です。

噴水とまわりの柵を直し地域の人達が子供と遊ぶ為の憩いの場として復元するそうです。

今から楽しみです。

ニコニコBOX



山上茂夫さん (三条北)

久しぶりにメーキャップさせて頂きました。偶々石塚先生の卓話だそうで、平素と違った意味で生徒らしくお話を拝聴致します。

長谷川有美さん

4月29日から5月5日迄7日間中国へ行って来ました。石塚さん卓話有難うございます。

捧 賢一さん

本成寺の茶会大勢の方々特に御婦人の参加をいただき盛会でした。

榎本 勝さん

先程車の免許証の交付を受けて参りました。又5年間は、大丈夫だと思ったら老人になると真面目であっても3年間だそうです。

細井増雄さん

久しぶりのホームクラブです。何か良い事がありますように。

小出子恵出さん

父の葬儀に際して、長谷川会長、藤田幹事よりお参りを、また皆様から御香典並びに弔電を頂きました。ありがとうございました。お礼申し上げます。

5月10日分 ￥ 20,000

今年度累計 ￥ 597,000

卓 話

「遺言について」



石塚欣司会員

1 はじめに

(1) 公証人の職務

- ① 公正証書の作成
 - ア 遺言公正証書
 - イ 金銭の貸借などの公正証書
 - ウ 土地建物の貸借

の契約などの公正証書

エ その他

② 会社の定款など私署証書の認証

③ 確定日付を押すこと

2 遺言公正証書

(1) 遺言の方式

- ① 自筆証書遺言
- ② 秘密証書遺言
- ③ 公正証書遺言

(2) 遺言公正証書

① 事前に用意するもの(これらを事前に預かっている。)

ア 遺言者の印鑑証明書、場合によっては戸籍謄(抄)本、住民票など

印鑑証明書が取れない場合は、運転免許証、パスポートなどの公の機関が発行した写真のついた証明書でも可

イ○遺言する財産が不動産の場合—固定資産評価額証明書、登記簿謄本など

○その他の場合—株券や預金通帳など(又はそれらを書いたメモ)

ウ 証人(立会人、2名以上必要)の住所、氏名、職業、生年月日を書いたメモ

エ その他

② 作成手続(遺言書を作成する当日の手順を含む)

ア 公証人が遺言者から遺言の意思(どのような遺言をしたいのか)を聴く。

本年1月7日までは、これを「口述」で聴くことになっていた。

1月8日から、これに「通訳人の通訳による申述」「自書」が加わった。

(①の書類を預かるときに聴くのが通例)

イ 公証人が遺言者の意思に沿った遺言書の案を作成する。

ウ 公証人が遺言書の案を遺言者本人と証人に「読んで聞かせる」か「通訳人の通訳による申述」又は「見てもらって」確

認してもらう。

本年1月7日までは、これを「読み聞かせる」方法しかとれなかった。

エ 遺言者、証人、公証人の署名捺印

遺言者が病気などで署名できない場合には、公証人が代書することができる。

オ 公証人備え付けの証書原簿に登載して出来上がり。

③ 公正証書遺言の特徴

ア 裁判所の検認不要

イ 相続人の遺産分割協議、相続放棄手続等不要(債務がある場合は注意)

④ 作成する場所

原則は公証人の事務所(公証役場)だが、公証人が出張して病院や自宅で作成することもできる(必ず本人の意思を聴かなければならないので、例外的に認められている。)

⑤ 費用(公正証書作成手数料)

遺言する財産の時価により、また遺言の内容により違ってくるが

ア 相続人のうちの1人だけに全部の財産を相続させる内容の遺言の場合

財産の時価が3,000万円の場合、

36,000円程度

1億円の場合 56,000円程度

3億円の場合 97,000円程度

10億円の場合 251,000円程度

イ 財産を多くの相続人に分配するような遺言の場合

財産1億円を2人の相続人に5,000万円ずつ相続させる場合 71,000円程度

財産3億円を3人の相続人に1億円ずつ相続させる場合 131,000円程度

ウ 病院や自宅に出張して作成する場合

財産1億円を1人の相続人に相続させる場合 97,500円程度

エ 祭祀の承継者を指定する場合は、

11,000円増

3 遺言の内容

① 「相続人に相続させる」という遺言

② 「相続人意外の人に遺贈する」という遺言

ア 包括遺贈

受遺者は相続人と同じ地位になる。

イ 普通の遺贈

農地の遺贈の場合は、農地法の許可が必要になる。

いずれの場合にも遺言執行者の指定が必要

③ 遺言に至る経過、気持(思い)を書く場合

「付言事項」として書くことがあるが、遺

言の本論ではないので、法律的な働きはしない。残された関係者がそれを守るかどうかはその人達の判断次第。

4 遺言書の保管

① 遺言をしたことを誰かに知らせておく必要がある。

知らせる人、知らせる時期については、注意が必要

② 公正証書遺言の場合には、遺言書を紛失しても公証人が原本を保管している。

5 遺留分

① 遺留分権利者

② 遺留分の額

③ 遺留分を請求できる(遺留分減殺請求という)期間

6 おわりに

① 遺言をするのに「早すぎる」はない。

② 遺言は遺書ではない。

③ 遺言は、安心して死ぬためのものではなく、安心して生きるためのものである。

④ 遺言は、大切な人達への「愛」と「感謝」の贈りもの。



市へ厚生会館前、池の改修費用の一部支援金100万円寄贈しました。



例会案内

三条RC	5月24日例会	クラブ・フォーラム
	5月31日例会	会員卓話

メイクアップをどうぞ

三条南RC	5月22日例会	クラブ・フォーラム
	5月29日例会	クラブ・フォーラム
三条北RC	5月23日例会	会員卓話
	5月30日例会	クラブ・フォーラム
加茂RC	5月25日例会	会員卓話
	6月1日例会	クラブ・フォーラム
燕RC	5月25日例会	クラブ・フォーラム
	6月1日例会	クラブ・フォーラム
見附RC	5月25日例会	会員卓話
	6月1日例会	会員卓話